

○道路使用許可の停止又は取消し

(第 77 条第 5 項)

処分基準

平成 21 年 2 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 77 条第 5 項
処分の概要	道路使用許可の停止又は取消し
原権者(委任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法第 77 条第 6 項(条件に違反したものに対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)
処分基準	別紙参照
問い合わせ先	処分を行い、又は行おうとする警察署の交通課(交通第一課を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
決裁区分等	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長

別紙

[別紙参照]